

箱根町放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1 募集目的

箱根町（以下「町」という。）では、放課後児童健全育成事業の運営にあたり、充実した質の高いサービスの提供を目的として、専門知識と経験を有する民間事業者による事業運営を委託するために事業者の募集及び選定を行うものである。

2 業務概要

(1) 業務の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び箱根町放課後児童クラブ運営要綱に基づき、町内に住所を有し、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成及び保護者の子育てと仕事の両立支援を図るため設置する箱根町放課後児童クラブ（以下「クラブ」とする。）を運営することを目的とする。

(2) 業務名

箱根町放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託

(3) 業務内容

箱根町放課後児童クラブの運営業務

詳細は、箱根町放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照。

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※選定事業者となった日から令和7年3月31日までは業務実施準備期間とする。

(6) 提案額

総額 140,630,000 円以内とする。（3年間の長期継続契約）

ただし、業務実施準備期間中に発生する費用については、選定事業者の負担とする。

※本事業に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表1第7号に該当するため、非課税として取り扱うもの。

※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった時は、町はこの契約の変更又は解除できるものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしている事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (3) 箱根町暴力団排除条例（平成 23 年箱根町条例第 12 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当しないこと。
- (4) 町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 委託事業に関する十分なノウハウを有し、かつ当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 令和元年（平成 31 年）以降、他自治体において、継続して放課後児童クラブの業務を行っていること。（自治体からの指定管理業務・委託業務を含む）

4 提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（別紙 1）・・・1 部
- イ 法人等概要書（別紙 2）
- ウ 児童福祉教育関係業務実績（別紙 3）
- エ 提案書（任意様式） 社名入り・・・1 部
社名なし・・・6 部
- オ 当該業務参考見積書（任意様式）・・・1 部

※参考見積書の記載方法は 3 年の総額表記とし、令和 7 年度から令和 9 年度までの年度別に金額が分かるよう記載すること。

※参考見積書には、令和 7 年度から令和 9 年度までの年度別の見積金額の内訳（人件費、管理費等）を記載した明細書を添付すること。

(2) 提出期限

- ア プロポーザル参加表明書、法人等概要書、児童福祉教育関係運営実績

- 令和6年8月14日(水) 17時まで(必着)、持参又は郵送
イ 提案書、当該業務参考見積
令和6年9月30日(月) 17時まで(必着)、持参又は郵送

5 質問等について

本案件に関する質問等がある場合は、次のとおり受付し、回答するもの。
なお、軽微な質問事項(実施要領や仕様書の記載内容の確認等)については、その都度回答することがある。

(1) 質問の提出方法

- ア 質問書(別紙4)に質問事項を簡潔に記載し、FAXまたは電子メールにて提出すること。
イ FAX送信時には、必ず質問書を送信した旨の連絡をすること。電子メールにて提出の場合は子育て支援課からの返信をもって提出されたこととする。
ウ 口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和6年9月11日(水) 17時まで(必着)

(3) 回答方法・回答日

事務局は質問事項を取りまとめ、令和6年9月20日(金)に町HPへ掲載する。(社名等の公表はしない。)

6 現地見学会

(1) 日時

令和6年7月24日(水) 9時20分から12時00分まで

(2) 場所

- ア 湯本こどもクラブ
足柄下郡箱根町湯本399番地(町立湯本小学校敷地内)
9時20分から9時40分まで
- イ 箱根こどもクラブ
足柄下郡箱根町宮城野225番地(町立箱根の森小学校敷地内)
10時10分から10時30分まで
- ウ きんときクラブ
足柄下郡箱根町仙石原981番地(町立仙石原小学校敷地内)
10時50分から11時10分まで
- エ すぎのこクラブ
足柄下郡箱根町箱根561番地(町立箱根幼稚園敷地内)
11時40分から12時00分

(3) 参加方法

現地見学会を希望する場合は、参加申込書（別紙 5）を F A X で提出し、送信時には必ず電話で受信確認を行うこと。電子メールにて提出の場合は子育て支援課からの返信をもって提出されたこととする。

(4) 参加申込書提出期限

令和 6 年 7 月 17 日（水） 17 時まで

(5) その他

ア 現地へは原則、各社用車で移動し、公共交通機関は利用しない。現地視察に関して発生した費用は、各事業者で負担すること。

イ 現地見学会当日が、荒天等で開催困難となった場合は延期とし、予備日（令和 6 年 7 月 30 日（火） 同時間帯）に実施する。

7 選考に関する事項

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

「箱根町放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託事業者選考委員会」委員へのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細な日時、場所等については別途連絡する。

ア プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施方法

審査の順番については、町が指定することとし、各提案者の持ち時間は 50 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 30 分以内）を予定。

イ プレゼンテーションにおける提案方法

提出された提案書をもとに説明すること。その際、提案書に関する補足説明資料の配布は認めるが、提案書に記載がない新たな追加提案や追加資料の配布は認めない。

また、パソコン及びプロジェクター（映写機）等を使用したプレゼンテーションの実施も認めるが、その際は、実施日の前営業日の 12 時までに 10 の問い合わせ先まで連絡すること。

ウ プレゼンテーション時における機器の貸出しについて

スクリーンの貸出しは行うが、パソコン及びプロジェクター（映写機）等は事業者が持参し、環境設定等は自ら行うこと。

エ 評価及び選考結果等について

事業者が当該委託業務を十分に遂行できるかを提案書、プレゼンテーション及びヒアリング結果を基に評価する。評価項目の詳細は別紙 6 のとおりとする。

選考結果については、評価後、すべての事業者に文書で通知する。

8 その他注意事項

- (1) 参加表明者は、4 の(1)に記載する書類の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提出した提案書等は、提出期限内に限り補正することができる。ただし、提出期限後は変更することができないものとし、また、その理由如何にかかわらず提出書類の返却はしない。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとする。
- (4) 参加に関して必要な費用は、すべて参加表明者の負担とする。
- (5) 提出された4 の(1)の書類に関する著作権は、参加表明者に帰属する。
ただし、採用となった書類の著作権は、町に帰属することとする。
なお、採用・不採用にかかわらず、町は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、書類を無償で使用できることとする。
- (6) 本プロポーザルにて、町が提供した資料等は、町の許可無しに公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 参加表明後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退理由を付した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (8) 提出された書類は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選定に係る情報開示請求があった場合には、箱根町情報公開条例（平成15年箱根町条例第14号）に基づき、公開することがある。なお、事業者選定期間中は、開示の対象としない。

9 スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和6年7月3日（水）
現地見学会参加申込受付期限	令和6年7月17日（水）17時まで
現地見学会	令和6年7月24日（水） （予備日：令和6年7月30日（火））
プロポーザル参加表明書提出期限	令和6年8月14日（水）17時まで
質問受付期限	令和6年9月11日（水）17時まで
質問回答日	令和6年9月20日（金）
提案書等提出期限	令和6年9月30日（月）17時まで

プレゼンテーション・ヒアリング・審査	令和6年10月7日(月)
審査結果通知	令和6年10月17日(木)

10 提出、問い合わせ先

事務局：箱根町福祉部子育て支援課子育て推進係

住 所：〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

電 話：0460-85-9595

F A X：0460-85-8124

E-mail：kosodate@town.hakone.kanagawa.jp

担 当：富澤